公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和7年11月14日

愛知県知事 大村 秀章

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積(m²)
新城市作手高里字御堂前 24番	田	1, 423
計 1筆		1, 423

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年1月1日	5年	2,600 円/10a(年)

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地

名古屋市中区錦三丁目3番8号 公益財団法人 愛知県農業振興基金 理事長 犬飼 峰宏

4 農地の所有者等の情報 阿部 至宏

5 補償金の支払の方法

愛知県農業振興基金は、当該農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局(新城支局)に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局(新城支局)において、補償金の還付を受けることができる。